

≫火災予防上の命令を受けている対象物の公示について

消防機関が立入検査等により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

西はりま消防組合では、建築物等の利用者や近隣の方々の安心・安全のため、命令を受けた建築物等の所在地、名称、命令の内容等をホームページ上でお知らせしております。



火災予防上の命令を受けている対象物一覧

命令とは

管内の防火対象物や危険物施設に対し、立入検査を実施し、火災予防上の危険や消防法令に違反していることを確認した場合、消防法令を遵守するよう行政指導を行います。その行政指導に従わない場合、関係者に対して改善するよう命令するものです。

また、災害の発生に伴い、現場付近の危険物施設等をそのまま使用し続けていると、火災予防上の危険が大きいと判断された場合、その使用を一時的に停止させるよう命令を発することになります。

公示とは

防火対象物等に消防法令違反があり、命令を行った時の公示は、消防機関によって改修等の命令が行われたことを標識等により周知することで、利用者などの第三者が、火災等による不測の被害を受けることを防ぐために、必要な措置を講じることが可能となるようにするものです。

公示を行う命令について

公示をしなければならない命令とは次のとおりです。

防火対象物（建物）関係

- 消防法第 5 条第 1 項（防火対象物の火災予防措置命令）
- 消防法第 5 条の 2 第 1 項（防火対象物の使用の禁止、停止、又は制限の措置命令）
- 消防法第 5 条の 3 第 1 項（消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令）
- 消防法第 8 条第 3 項（防火/防災管理者選任命令）
- 消防法第 8 条第 4 項（防火/防災管理業務適正執行命令）
- 消防法第 8 条の 2 第 5 項（統括防火/防災管理者選任命令）
- 消防法第 8 条の 2 第 6 項（統括防火/防災管理業務適正執行命令）
- 消防法第 8 条の 2 の 5 第 3 項（自衛消防組織の設置命令）
- 消防法第 17 条の 4 第 1 項（消防用設備等の設置維持命令）
- 消防法第 17 条の 4 第 2 項（特殊消防用設備等の設置維持命令）

危険物施設関係

- 消防法第 11 条の 5 第 1 項及び第 2 項（危険物の貯蔵取扱基準適合命令）
- 消防法第 12 条第 2 項（製造所等の基準適合命令）
- 消防法第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項（製造所等の使用停止の命令）
- 消防法第 12 条の 3 第 1 項（製造所等の緊急使用停止命令等）
- 消防法第 13 条の 24 第 1 項（危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令）
- 消防法第 14 条の 2 第 3 項（予防規程の変更命令）
- 消防法第 16 条の 3 第 3 項及び第 4 項（製造所等についての応急措置命令）
- 消防法第 16 条の 6 第 1 項（無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令）